

お得意様各位

令和8年1月29日

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V

所得税確定申告書・贈与税申告書・届出書・電子申告等プログラムのネット更新について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

お待たせしておりました、令和7年分所得税確定申告書、贈与税申告書、届出書、電子申告等プログラムが完成しましたのでお知らせします。（個人決算書、財産債務調書の変更はありません。）

つきましては同封の資料を参照に更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

＊＊＊ ネット更新は、令和8年2月3日(火) 10:00 より可能です ＊＊＊

【保守会員様限定】確定申告特別電話サポートを行います。

休日特別電話サポート：2月28日(土) 3月7日(土) 9:00～17:00

電話サポート回線：保守会員様専用フリーダイヤル
一般回線は通常受付時間・弊社カレンダーどおり

※確定申告時期のサポート体制のため、確定申告以外の障害等対応は翌営業日以降となります。
あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)およびご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

プログラムの送付はございません。ネット更新をお願いします。

取扱説明書

<https://www.ss.tatemura.com/> より確認できます。

案内資料

- System-Vネット更新作業手順 及びバージョン一覧 1～2
- 電子申告 環境設定インストール方法 3～5
- 所得税確定申告書システム 変更内容 6～8
- 届出書セット 変更内容 9
- 贈与税申告書プログラム 変更内容 10
- 電子申告システム 変更内容 10

<別紙> プログラム注文書

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡くださいます
ようお願いします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用ください。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

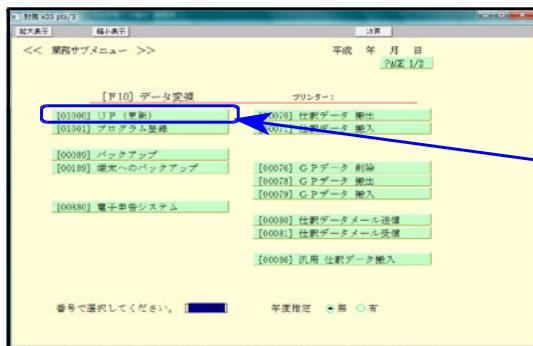
プログラム等のネット更新をご希望のお客様には、弊社システムに更新があった場合マルチウィンドウ端末起動時に以下のメッセージを表示するようになっております。

プログラム更新 ○○ 個のファイルが新しくなっています
1000番の4で更新できます
*** 以上を読んだら Enter を押してください ***■

同時に更新内容につきましては、あらかじめご登録いただいているメールアドレスに更新のお知らせを送信します。

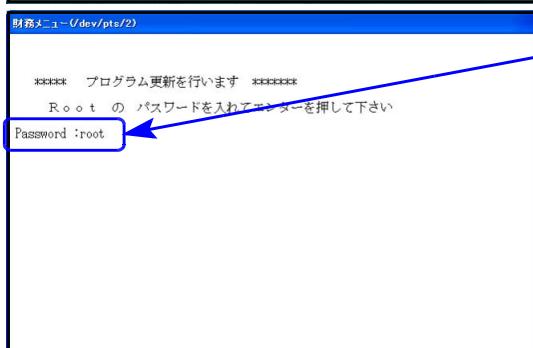
上記メッセージを表示した場合、System-Vの更新(サーバー側)及び電子の環境更新(各端末側)がございますので、以下の作業手順に従って更新作業を行ってください。

サーバーの更新方法



① 初期メニューより [F10] データ変換を選択します。[1000] U P (更新) を呼び出します。

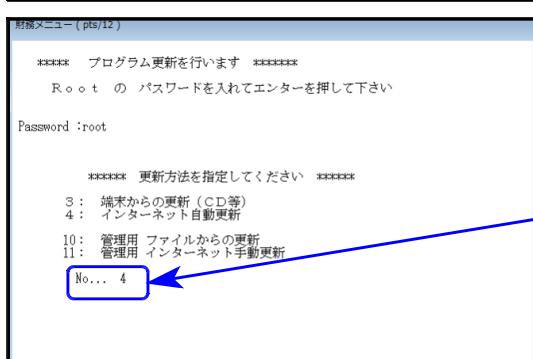
1000 Enter を押します。



② 左下図の画面を表示します。

Enter を押します。
(rootは入力しません)

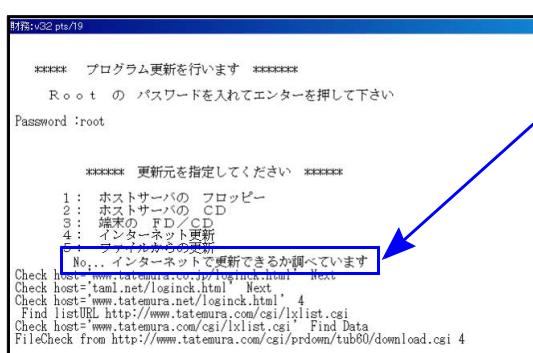
root は消さないようにしてください。
※パスワードを消した場合エラーを表示します。



③ 左図の画面を表示します。

『4』インターネット自動更新を選択します。

4 Enter と押します。



④ 左図の画面を表示します。

『インターネットで更新できるか調べています』のメッセージを表示します。
チェック終了後にインストールが始まりますので終了までそのままお待ちください。

転送作業は全システムを見比べ、差分を
インストールしております。
インターネットの環境にもりますが、
『10~20分』かかります。

```

[会員:vG2 pts/19]
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:40 GMT
Server: Apache
Check: ccc8c1d1bc5090d9385dea0aa9cd9d
Content-length: 494713
Connection: close
Content-type: application/octet-stream bin

8
構築情報ファイル
    をインストールします[y/n/a/1]? ...å
HTTP/1.1 200 OK
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:42 GMT
Server: Apache
Check: 00473754004f727c8ed67dc2b8c4b63e
Content-length: 12133
Connection: close
Content-type: application/octet-stream bin

3
GPの初期値
    をインストールします[y/n/a/1]? ...å
0
***** OO ファイルを更新しました *****
F 5 を押してください

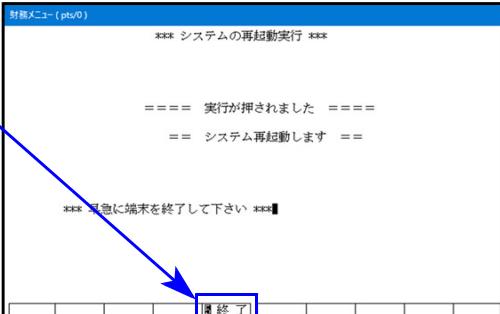
```

⑤ 転送作業が終了すると、更新したファイル数を表示します。

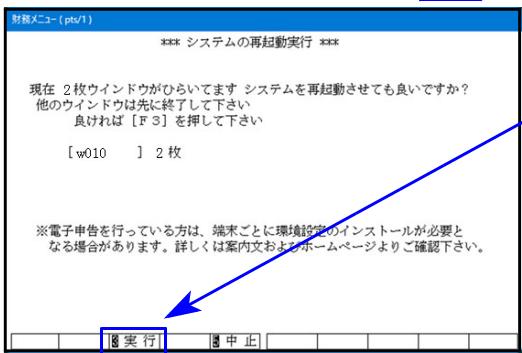
F 5 を押して更新画面を終了します。

【ネットワーク端末の場合】

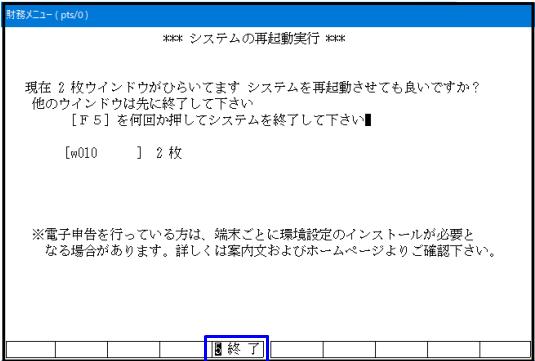
⑥ **F 5** を押します。



⑦ **F 3** (実行) を押して、
サーバーを再起動します



【単体の場合】



⑥ **F 5** を押して画面を閉じ、
VMシステムを終了し、再度起動します。

転送後のバージョン確認

下記のプログラムは **F 9** (申告・個人・分析) の 1 頁目、2 頁目・**F 10** (データ変換) の 1 頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備考
97	GP年度更新	V-6.26	今回変更の各プログラムに対応しました。
330	所得税確定申告書	V-6.60	令和7年改正に対応しました。
520	贈与税申告書	V-6.60	令和7年改正に対応しました。
1110	届出書セット	V-6.62	所得税更正の請求書の様式変更に対応しました。
880	電子申告	V-6.36	令和8年1月5日のe-Tax更新に対応しました。

※電子申告をご利用のコンピュータにおきましては、電子申告環境設定インストールも行ってください。(P. 3~5)

《 Windows 11 (Microsoft Edge) 》

電子申告 環境設定インストール方法

※電子申告をご利用のコンピュータでのみ作業を行ってください※ 26.02

・インストールを行う際は、全てのプログラムを終了してください。（マルチウィンドウ端末も閉じます。）終了せずにインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。

・下記に沿って各端末機でインストール作業を行ってください。



<https://tatemura.co.jp/>

1. タテムラホームページを開き「サービス・サポート」をクリックします。



2. 「ダウンロード」をクリックします。



3. 左図の画面が開きます。
「ダウンロードはこちから」を
クリックします。



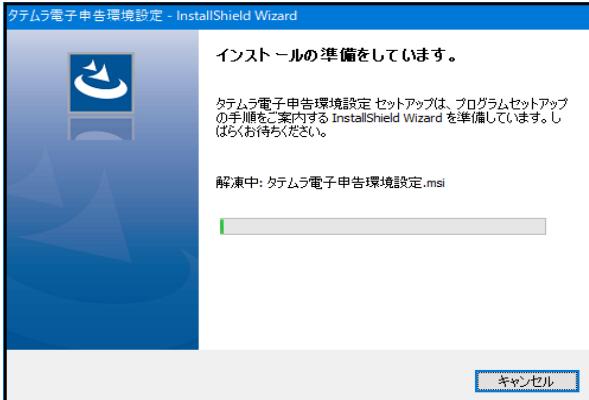
4. 電子申告の環境設定をインストール
します。

左図ダウンロードページの
国税・地方税電子申告システム環境設定の
『インストール』をクリックします。



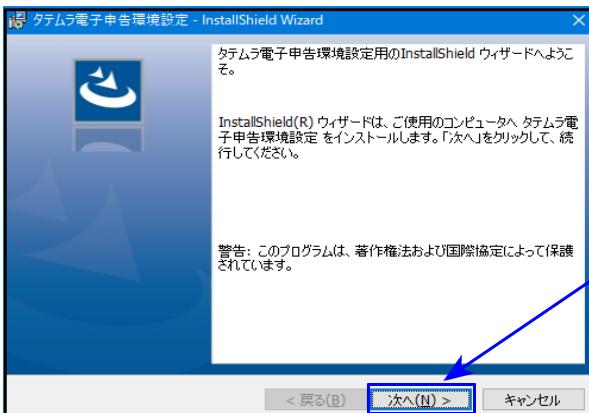
5. [インストール]をクリック後、
ダウンロードフォルダへの保存が完了
すると、左図を表示します。

[ファイルを開く]をクリックします。



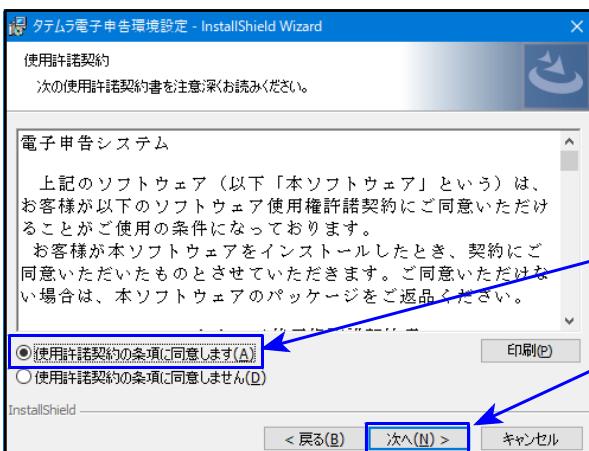
6. 左図の画面を表示します。

7. の画面を表示するまでしばらくお待ちください。



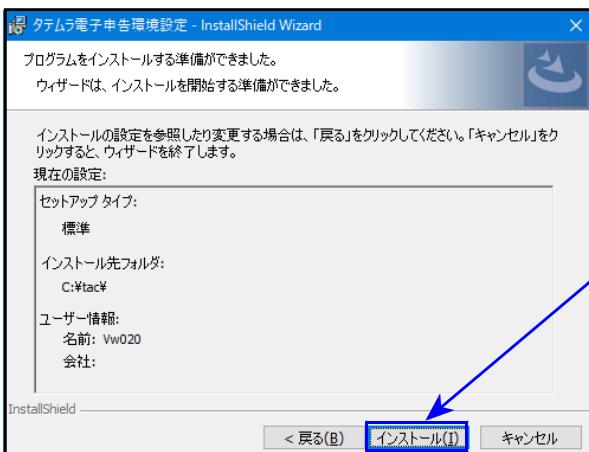
7. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。



8. 左図の画面を表示します。

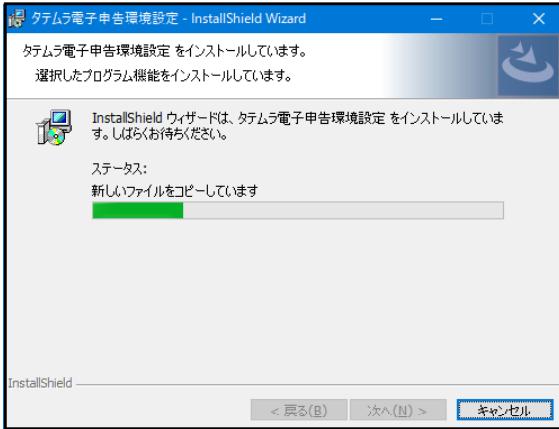
使用許諾契約書をお読みいただき、「同意します」に●を付け替えた後、「次へ」をクリックします



9. 左図の画面を表示します。

「インストール」をクリックします。

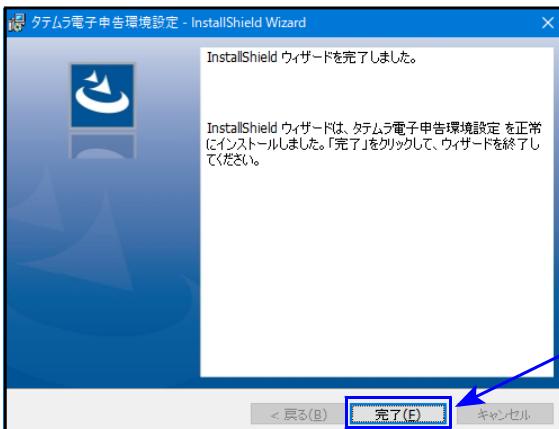
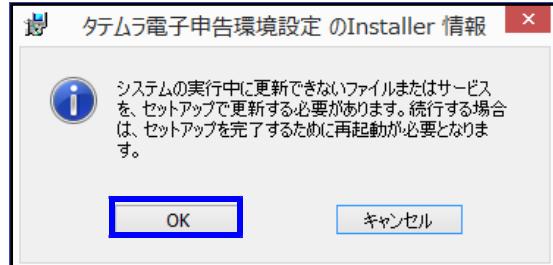
※ご利用の環境によっては、「インストール」クリック後、次の画面に変わるもので数分間無反応状態に見えることがあります。再クリックはせずにそのままお待ちください。



10. 更新作業が始まります。

11. の画面を表示するまでそのままお待ちください。

※下図の画面が出た場合は、[OK] をクリックして先に進み、完了したらパソコンの再起動を行ってください。



11. 「セットアップの完了」と表示したら、「完了」をクリックします。

以上で更新作業は終了です。

※e-Taxソフトの更新も行ってください。

e-Taxソフトの更新が必要です

e-Taxのバージョンアップが令和8年1月5日になりました。e-Taxソフトの更新作業を1月5日以降行っていない場合は、弊社電子申告ソフトの更新と一緒に行っていただきますようお願いします。以下の方法でバージョンアップしてください。

1. デスクトップ上のe-Taxソフトのアイコンをダブルクリック。



2. インターネット接続をOK→国税庁からのお知らせをOK、にして進みます。



3. 上記の画面が表示されたら、「バージョンアップ」をクリックし、画面に従ってバージョンアップ作業をお願いいたします。

※更新前に入力済のデータについて、確認のお願い※

- プログラム更新後に、各表を開いて金額等の内容確認をお願いします。

[本年の主な改正点]

本 人：給与所得控除後の給与等の金額、基礎控除額、勤労学生の所得要件（75→85万円）の改正
 配偶者：配偶者控除の所得要件（48→58万円）の改正
 親 族：扶養親族の所得要件（48→58万円）の改正、特定親族特別控除の新設
 親族欄に「特親（特定親族特別控除）」欄が追加となっております。特親対象親族の場合は所得金額の入力が必要となります。

● 「令和7年分用」改正・様式に対応しました。

第一表

- ・「給与所得控除後の給与等の金額」の計算改正に対応しました。

Step 2 給与所得控除後の給与等の金額	
内の金額	給与所得控除後の給与等の金額
~ 650,999円	0 円
651,000円 ~ 1,899,999円	円
1,900,000円 ~ 3,599,999円	円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	円
8,500,000円 ~	円

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

この範囲の計算が
変更になりました。

- ・「基礎控除」の改正に対応しました。

あなたの合計所得金額	控除額	控除額(非居住者の方)
132万円以下	95万円	
132万円超 336万円以下	88万円	58万円(※)
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

※令和7年中を通じて非居住者となる方について、合計所得金額が2,350万円以下の場合は基礎控除額は一律58万円です。

この範囲の計算が変更
になりました。

※非居住者の場合
合計所得金額が2,350万円以下
は一律58万円です。

非居住者の判定が必要となつたため、基本情報登録の住所欄横に「非居住」のチェックボックスを追加しました。第一表は非居住者の場合、[25]に✓が付きます。

[基本情報登録]

<input checked="" type="radio"/> 自 宅	<input type="radio"/> 居 所	<input type="radio"/> 事業所等	非居住者 <input checked="" type="checkbox"/>
基 住 所 (自 宅)	日野市日野本町333-3-10		

[第一表]

基 础 控 除	[25]	<input checked="" type="checkbox"/>	580,000
---------	------	-------------------------------------	---------

- ・「勤労学生控除」が、合計所得金額85万円（令和6年までは75万円）まで受けられることとなりましたので対応しました。

- [24]欄に「特定親族特別控除（区分・人数・控除額）」欄が追加となりました。

左 し 引 か れ ー	配偶者区分 (特別控除)				② ~②		0000
	扶養控除	区分	② ~②	② ~②	② ~②	② ~②	0000
	特定親族区分 (特別控除)	人 数	② ~②	② ~②	② ~②	② ~②	0000
	基礎控除	区分	② ~②	② ~②	② ~②	② ~②	0000
	(13)から(25)までの計	区分	② ~②	② ~②	② ~②	② ~②	0000

※「区分」は扶養親族欄と同じく、国外居住親族がいる場合に使用する欄です。

- 「令和6年分特別税額控除（人数、金額）」「再々差引所得税額」欄は削除され、[24]以降の番号が変更となりました。※整理欄のレイアウトも変更になりました。

第二表 「配偶者や親族に関する事項」欄

・「特親」欄が追加となりました。

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~24, 35, 40)										
氏名	個人番号			続柄	生年月日	障害者	国外居住	特親	住宅	住民税
	□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□	配偶者	明・大 昭・平	・	・	障 特障	国外 年調	特親 同一別居
	□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□		明・大 昭・平・令	・	・	障 特障	□年調	万円 特親 16別居

【入力画面】 特親控除者の場合は「特親用所得金額」欄へ合計所得金額を入力してください。
控除額を自動算出して「特親控除額」欄に表示します。

※特定親族（19歳以上23歳未満）用の所得金額入力欄です。
特定年齢該当の場合のみ、特定/特親/対象外の判定と控除額の算出を行います。

行 No	控除 対象外	扶養親族等の氏名 生年月日	続柄	障害者区分 ●非該当 ●特別障害	同居/別居	区分 区分 特定	国外居住 国外 年調	住宅 特個 その他	16歳 特親用所得金額 特親控除額(円)	住民税用 退職所得を除く 所得 金額	控除額
1	□	国税 翼 平成 17・2・3	子	●非該当 ●特別障害	● ●	区分 特定	□ □ —	□ □ —	□ □ —	□ □ —	630,000
2	■	国税 緑 平成 18・10・20	子	●非該当 ●特別障害	● ●	区分 特親	□ □ —	□ □ —	□ □ —	□ □ —	900,000 610,000
3	▼	国税 桜 平成 18・10・20	子	●非該当 ●特別障害	● ●	区分	□ □ —	□ □ —	□ □ —	□ □ —	1,230,001

特親者は扶養控除ではないため、「控除対象外」欄は不使用枠となります。

※特定の年齢範囲該当者で、特親用所得金額が123万円を超えた場合は「✓」が付きます。

58万円以下に金額変更した場合は「✓」が残るため、手動で外してください。

※「控除額」は
扶養親族者の
控除額欄

- 「配偶者控除・配偶者特別控除」配偶者の所得要件の改正に対応しました。

配偶者の合計所得金額	あなたの(居住者)の合計所得金額				控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
58万円以下	38万円	26万円	13万円		配偶者 控除
老人控除対象配偶者(→39ページ) 昭和31年1月1日以後に生まれた方(70歳以上の方)	48万円	32万円	16万円		
58万円超	38万円	26万円	13万円		
95万円以下	36万円	24万円	12万円		
95万円超 100万円以下	31万円	21万円	11万円		
100万円超 105万円以下	26万円	18万円	9万円		
105万円超 110万円以下	21万円	14万円	7万円		
110万円超 115万円以下	16万円	11万円	6万円		
115万円超 120万円以下	11万円	8万円	4万円		
120万円超 125万円以下	6万円	4万円	2万円		
125万円超 130万円以下	3万円	2万円	1万円		
130万円超 133万円以下	0円	0円	0円		
133万円超					

58万円になりました。
(令和6年までは
48万円)

【配偶者・親族欄の入力注意点】

①「住宅特個」で国外居住の場合は、「住宅特個」のチェックボックス下の「国外」欄を使用します。

配偶者はチェック、親族は「5」を入力してください。

国外居住	住宅
国外	年調
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国外	

国外居住	住宅
国外	年調
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国外 5	

②配偶者及び親族が「調整」「特個」に該当する場合は、障害者を「非該当」にし、所得金額を入力しないようにしてください。

③配偶者や親族入力は、

「10:基本情報登録」内の [家族情報]
「11:所得税確定申告書」[21]第1表の[23]扶養控除サブミット
「11:所得税確定申告書」[23]第2表 所得の控除

入力はどこから行っても同じですが、基本情報登録で入力した場合は必ず第一表又は第二表を開いてください。

・「寄附金控除」の入力可能数を21→25件に増やしました。

※電子申告添付書類の「寄附金の受領証等の記載事項」へも25件分転記するよう対応しました。

分離課税用 第三表 損失用 第四表

第一表の項目番号変更により、番号がひとつずつあがりました。
計算、及び番号以外の様式の変更はありません。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書

令和7年にに対応しました。

その他 下記の計算書等において、転記元・転記先の項目番号、及び注記に変更がありました。

- ・医療費の明細書
- ・株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- ・申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）
- ・譲渡所得の内訳書【土地・建物用】
- ・政党等寄附金特別控除額の計算明細書
- ・認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書
- ・公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書
- ・先物取引に係る雑所得等の金額の明細書
- ・申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

届出書セットプログラム 更新内容

26. 02

【 81：所得税及び復興特別所得税の更正の請求書 】

「特定親族特別控除（人数、金額）」欄が[9]に追加となり、以降の番号が変更となりました。

		請求額		請求額	
総合課税の所得金額		円	税額	⑯に対する金額	円
				⑰に対する金額	
				⑱に対する金額	
				計	
	合計	①		配当税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	
	※	②		政党等寄附金等特別控除	
※	③		住宅耐震改修特別控除等		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小型植木業共済等掛金	④	差引所得税額		
	生命保険料控除 地震保険料控除	⑤	災害減免額		
	寡婦・ひとり親、控除 勤労学生、障害者	⑥	再基礎控除額 (基準所得税額)		
	配偶者(特別)控除	⑦	復興特別所得税額		
	扶養控除	⑧	人	所得税及び復興特別所得税の額	
	特定親族特別控除	⑨	人	外国税額控除等	
	基礎控除	⑩		源泉徴収税額	
	④から⑩までの計	⑪		申告納稅額	
	雑損 医療費(特例)控除	⑫		予定期納稅額 (第1期分・第2期分)	
	寄附金控除	⑬		第3期分の税額 納める税金 A 還付される税 B	
合計	⑭				
課税所得される額	⑮に対する金額	⑮ , 000	この請求前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	C	
	⑯に対する金額	⑯ , 000	第3期分の税額の差額 (減少額(C-A+B))		
	⑰に対する金額	⑰ , 000			

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)		(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)		公金受取口座	登録に同意する <input type="checkbox"/>	
銀 行	本店・支店	貯金口座の記号番号	-			
金庫・組合	出張所	(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)				
農協・漁協	本所・支所					
預金口座番号						

※ 個人番号(マイナンバー)の記載がない場合は、公金受取口座を登録・利用することができません。

通信日付印の年月	確認	整 理 番 号	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()	一連番号
年 月		01	1111	□ 濟 □ 未済		

注記が追加となりました。

贈与税申告書プログラム 変更内容

26. 02

第一表の二

非課税限度額の計算欄：2項目追加となり、追加に伴う計算変更にも対応しました。

非 課 税 分 数	非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円) (注2)	(40)
	贈与者別の非課税の適用	令和6年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	(41)
	住宅資金非課税限度額の残額 (40)-(41)	(42)	
	③のうち非課税の適用を受ける金額	(43)	
	④のうち非課税の適用を受ける金額	(44)	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (43)+(44) (42)の金額を限度とします。)	(45)	
	⑤のうち課税価格に算入される金額 (38)-(43) (38)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	(46)	
	⑥のうち課税価格に算入される金額 (39)-(44) (39)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	(47)	

電子申告システム 更新内容

26. 02

国 税

【所得税】令和7年の申告に対応しました。

【贈与税】令和7年の申告に対応しました。

第一表の二

様式変更に伴い、変換の対応を行いました。

※相続時精算課税選択届出書については、単独送信には対応しておりません。

単独送信時に必要な「個人番号」「3. 提出方法(単独)」欄は入力画面から省いています。ご承知おき願います。

◎贈与税電子変換にはルールがあります◎

取扱説明書、または贈与税変換画面右上の【注意事項】をご一読ください。

System-V プログラム価格表

26. 02

税込価格 ※下段()内は税抜価格

■ 所得税確定申告書システム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
77,000 (70,000)	92,400 (84,000)	107,800 (98,000)	123,200 (112,000)	138,600 (126,000)	2,200 (2,000)

■ 個人決算書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
44,000 (40,000)	52,800 (48,000)	61,600 (56,000)	70,400 (64,000)	79,200 (72,000)	1,100 (1,000)

■ 財産債務調書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
22,000 (20,000)	30,800 (28,000)	35,200 (32,000)	39,600 (36,000)	44,000 (40,000)	1,100 (1,000)

■ 贈与税申告書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
33,000 (30,000)	39,600 (36,000)	46,200 (42,000)	52,800 (48,000)	59,400 (54,000)	1,100 (1,000)

■ 消費税申告書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
33,000 (30,000)	39,600 (36,000)	46,200 (42,000)	52,800 (48,000)	59,400 (54,000)	1,100 (1,000)

■ 届出書セットプログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
88,000 (80,000)	105,600 (96,000)	123,200 (112,000)	140,800 (128,000)	158,400 (144,000)	1,100 (1,000)

■ 贈与税電子申告システム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
22,000 (20,000)	30,800 (28,000)	35,200 (32,000)	39,600 (36,000)	44,000 (40,000)	1,100 (1,000)

※印刷した説明書をご希望のお客様には有料にて承っております。

改正保守に加入している場合でも有料となります。

※改正保守にご加入頂いていないお客様は上記金額が毎年かかります。

この機会に改正保守をご検討頂きますようお願いします。

必要な場合は別途お見積りいたします。

- 改正保守・1台分 (税込価格) -----

所得税関連セット(確定申告・個人決算)	月額5,060円	年額60,720円
財産債務調書	月額1,265円	年額15,180円
資産税セット(贈与・相続)	月額2,530円	年額30,360円
消費税申告書	月額2,530円	年額30,360円
届出書・登記用紙	月額1,265円	年額15,180円
贈与税電子申告システム	月額1,265円	年額15,180円

複数台の場合は価格が変わります。ソフトごとの改正保守もございます。

注 文 書

26. 02

※端末台数が多く、書ききれない場合は欄外へご記入ください。

■ 所得税確定申告書システム ※確定申告書説明書は2冊で1組です

本 数	価 格	端 末 機 名	取 説	保守希望
本	¥			組

■ 個人決算書プログラム

本 数	価 格	端 末 機 名	取 説	保守希望
本	¥			冊

■ 財産債務調書プログラム

本 数	価 格	端 末 機 名	取 説	保守希望
本	¥			冊

■ 贈与税申告書プログラム

本 数	価 格	端 末 機 名	取 説	保守希望
本	¥			冊

■ 消費税申告書プログラム

本 数	価 格	端 末 機 名	取 説	保守希望
本	¥			冊

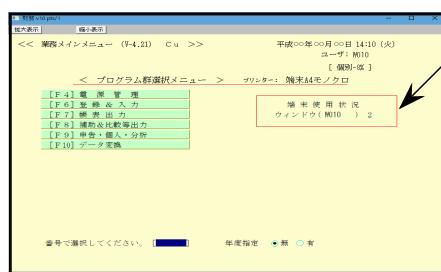
■ 届出書セットプログラム

本 数	価 格	端 末 機 名	取 説	保守希望
本	¥			冊

■ 関与先名簿・従業員名簿プログラム

本 数	価 格	端 末 機 名	取 説	保守希望
本	¥			冊

<端末機名>



立ち上がり画面のここに端末機名を表示しています。

例) w010 等

プログラム金額
取扱説明書金額
お申し込み金額合計

円

御社名	
ご住所	

ご注文 FAX : 042-553-9901